

平成19年9月定例議会報告

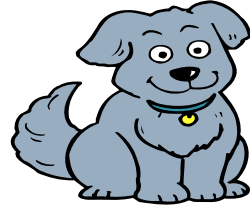
平成19年9月定例議会が、9月5日～25日まで開催されました。下記の内容で一般質問を行い、真摯な御答弁をいただきました。質問の要旨を掲載いたしました。詳しくは、市議会のいちかわインターネット放送局で録画放送をご覧ください。
市川市議会 録画放送 9月14日へとお進み下さい。 http://ibs.city.ichikawa.chiba.jp/ibsw eb/control.cg i?form _action=view _prefectura #

一般質問の主な内容は、

飼い犬の登録、管理について

- (1) 現在の登録、管理、鑑札の義務の遂行状況と課題について
- (2) 迷い犬などの管理状況と考え方
- (3) 登録を増やすために、鑑札などを利用した新しい登録・管理システムの構築などの方法や考え方について

1面の特集でもいろいろと書かせていただきました。現在の犬の飼育・管理状況が年々悪くなっています。登録率が50%ということ自体考えられない状況です。今年の3月に鑑札に関する法律が改正されて、一定の基準を満たせば自由に鑑札を制作することができるようになりました。また、狂犬病の接種済票もシールにすることが可能であり、鑑札の裏に貼り付ける形での使用も可能となりました。市川市で独自のかわいい鑑札を制作し、大きさも小型犬が増えている時代なので小さめにして装着率を向上させることはできないかと質問しました。また、迷い犬を保護しても、土日祭は保健センターが開いていないので、連絡を取り、飼い主に戻してあげることができません。そこで市川市にはドッグランが二箇所開設されています。ドッグランでは市川市に犬の登録をしている方は無料で利用できるの、登録データを管理し、土日祭開いているので迷い犬などを発見して鑑札があってわかる場合は飼い主に連絡がとれるようにできないか質問しました。御答弁はドッグランでの問い合わせは技術的なことを含めてできるように進めてゆくとのこと、新しい鑑札は獣医師の方たちや専門家の方たちと協議してみたいとのことでした。また、犬の登録カードを利用して協力店での割引を受けれるシステムなども検討できないかとの質問にも検討してゆくとのことでした。

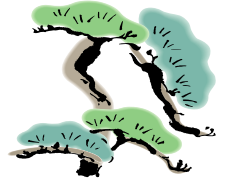


市の木・黒松の保全、管理について

- (1) 現在の状況と課題について
- (2) 公の管理、民間の管理の考え方について
- (3) 補助を含めた、市の考え方と今後の方向性について

市川市の木は黒松です。雄大で風情がありとても素晴らしいと思っています。その黒松も公が管理しているもの、民間が管理しているもの、道路などに出ているものなど様々です。私たちの子ども会が掃除をしている公園も松葉で大変なときもあります。数人の市民の方から松葉で樋がつまって困っているという話をいただきました。その管理責任は誰にあるのか、市が管理している木の場合はどうするのか、など細かい詳細は決まっていません。加えて市の木である黒松の木の把握が完全に行われていないのが現状です。一部の木は市川市が独自の制度で管理費の一部を負担して保存に協力をしています。また、独自の保険があり、木が倒れて迷惑をかけた場合の補償制度もあります。ただし、全部の木が対象ではありませんし、民間と民間の問題には市が介入できません。そのような中、今後この補償制度を拡大したりすることにより、黒松の木から起因する問題に対応することはできないかと質問しました。御答弁は今後、黒松の状況をデータベース化して、把握できるようにしてゆきたい。また、保険の対象などについては、保険会社などと協議してゆきたいとのことでした。市の木である黒松。その木を大事に保全してゆく上で、市が関わることはどのような部分なのかを見極めて市民と協働で進めてゆくことが重要ではないでしょうか。

市民の皆さんがゆとりを持って黒松を眺められるような街にするには、少しでも応援ができるような施策を考えてあげることが大事であると思います。



建築基準法第42条第二項道路

のセットバックについて

- (1) 現況と課題について
- (2) 指導を含めたこれからの考え方と方向性について



この建築基準法第42条第二項道路というのは、新築などで確認申請を取る際に前面道路が4m無い場合はセットバックして道路の幅員を確保しなければなりません。建物の位置は必ずセットバックされていますが、完成後に既存の塀を取り壊さなければ道路部分になりません。しかし建ててしまうと自分の土地なのに道路になってしまうのは納得できないという方や、塀の工事代金が用意できないなどという方もいます。皆さんでこのルールを守ればいつか4m道路が全国で完成するのですが、現実には中々難しい状況です。指導をしても、素直に従う方ばかりではないので、いろいろな方法を考えたり、生垣助成金制度の利用などによる提案や新しい施策をつくっていく考えなどをお聞きました。

御答弁は、建築観察員を登用し週3回の定期パトロールを実施により違反建築物の早期発見、早期是正及び違反の抑制に努めるよう行動を行っている。また、経済的な理由などに対しては条件付金利負担なども今後の課題として考えてゆきたいとのことでした。緊急車輛が通れるように、また、災害に対しても対応できる街になるためには、みんなの協力が重要です。「自分の家ぐらいいは」という考えは通用しないと思います。